

「東京都新しい公共支援事業」運営委員会（第1回）議事録

平成 23 年 5 月 27 日

東京都庁第1庁舎特別B会議室

事務局

お待たせいたしました。ただいまから、東京都新しい公共支援事業運営委員会を開催いたします。

本日は、皆様ご多忙のところ、特に東日本大震災に伴う対応等で、お忙しい委員の方もおり、急な開催にもかかわらず、ご出席いただき、ありがとうございます。

私は、生活文化局都民生活部事業調整担当課長の渡邊です。会長が選出されるまでの間、進行を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、委員のご就任につきまして、ご承諾を賜り心からお礼申し上げます。

開会にあたり、並木 生活文化局長よりごあいさつ申し上げます。

並木生活文化局長

会議の冒頭に際して、一言、御挨拶させていただきます。

まずは、大変お忙しい中、「東京都新しい公共支援事業の運営委員」をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

これからご審議を頂きます「新しい公共」においては、市民の参加と選択の下、NPOや企業等が公共的な財・サービスの提案及び提供の主体となることが期待されています。新しい公共支援事業は、こうした自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るという趣旨から、昨年度、国において、急きょ予算化されたものであり、これを受けて、都には5億7千4百万円の交付金が措置されたところです。

都としては、この、国からの交付金を活用し、東京を「自助」・「共助」・「公助」のバランスの取れた都市としていきたいと考えております。

この支援事業のスキームの特徴として、事業の企画から選定、評価にいたるまで、本運営委員会の果たす役割が大きいことがあげられます。

各委員の先生方には、高い識見と豊富な経験を基に、多角的かつ公平な視点から、本事業へのご協力をお願いいたします。

それでは、大変恐縮ですが、私この後会議がございまして、この挨拶の後退席させていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局

引き続きまして、議事を進行いたします。恐れいりますが、着席して進行させていただきます。それでは、議事にはいります前に配付資料のご確認をお願いします。

まず、委員の方々の御紹介をさせていただきます。

なお、白井江戸川区生活振興部長、恒益青梅市市民部長、知事本局武市計画調整部長につきましては、所用のため本日欠席のご連絡をいただいております。

本運営委員会運営要綱第6に定める定足数は、過半数となっておりますので本会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

では、委員の皆様方をお手元の名簿の順にご紹介いたします。

<事務局より名簿順に委員を紹介>

事務局

以上でご紹介を終わらせていただきます。

なお、本委員会は、設置要綱第7により、原則公開とさせていただきます。また、特に異論等がなければ、委員会の内容については、設置要綱第7の4項に該当する非公開事項を除き、都のホームページに掲載し、公表させていただきますことをご了承願います。よろしいでしょうか。

<異論なし>

続きまして、議事に移らせていただきます。

最初の議事「会長選出」でございますが、「新しい公共支援事業運営委員会設置要綱」第4の規定では「会長は委員の互選により選出することとなっております。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

山崎委員

今までの研究等のご実績や、諸々のご経験を踏まえて和田委員が適任かと存じます。

事務局

ただいま、和田委員とのご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

和田委員、会長をお願いできますでしょうか。

和田委員

会長をお引き受けいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは和田委員に東京都新しい公共支援事業運営委員会の会

長をお願いいたします。和田会長、会長席へお移りいただけますでしょうか。

<和田委員 会長席へ移動>

では、ここからの議事進行は、会長をお願いいたします。

なお、副会長は「新しい公共支援事業運営委員会設置要綱」で「会長が指名する」と規定してございますので会長からご指名をお願いいたします。

和田会長

和田でございます。ご推薦により会長を務めさせていただきます。効率よく会の運営を進めたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。副会長ですが、高宮委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

高宮委員

副会長をお引き受けいたします。

和田会長

では、議事を進めたいと思います。議事の(2)について事務局から一括説明してください。

事務局

<「新しい公共支援事業」ガイドラインについて説明>

和田会長

事業内容等について委員の皆様から、意見及び質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、まずは、私から、質問させてください。この5団体について、震災対応案件のみ、要件が緩和となっているが、他のモデル事業等の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

事務局

改定されたガイドラインによりますと、震災対応案件ということですが、他のモデル事業については、「概ね」となっていますので、事業の内容等によって判断される余地があるものと理解しており、当委員会の中で御判断頂きたいと思います。

高宮委員

ガイドラインを事前に読ませていただきましたが、相当に議論されて作成されていると感じました。しかし、大事なのがこのような要件の下、モデル事業となる事案が多く出さ

れることだと思います。そのためにも、この取組について十分に周知することが重要であると考えます。

和田会長

ありがとうございます。

その他、ガイドラインに関しての質問等がありますでしょうか？

高宮委員からもありましたように、ガイドラインについては、しっかり出来ているという印象があります。本日は、ガイドラインの説明が主な内容でしたが、折角ですので、本日出席の各位委員から、この「新しい公共について」御意見をお願いいたします。

それでは、若林委員からお願いいたします。

若林委員

私がこれまでNPO等から助成金や財務諸表に関する相談を数多く受けた経験から申し上げますと、色々な団体が、非常に有意義な活動をされていると感じておりますが、助成金の申請・報告が大変な負担で、財政的な支援が必要と見受けられる団体がうまく手を挙げられないという場面を多々見てきました。そのため、是非、今回のこの事業がよく周知され、事務レベルでのハードルが下がって、十分に活用されることを期待しております。

和田会長

山崎委員、お願いします。

山崎委員

私は、昨年、ボランティア市民活動センター長会議で、この事業に関連して発言させていただきましたが、この事業の主体の一つとなる各区市町村への周知等も重要だと思っております。この事業は、NPO等が参加したいと思っても、地元の公共団体の担当部署の理解や首長さんの理解も大変重要ではないかと思えます。逆に、行政がNPO等と一緒にあって取り組みたいと思っても、うまくいかない場合もあると思えますので、ここを結びつける工夫が必要なのではないかと思えます。この取組は、出来る限り事務レベルまで浸透させる必要があると感じています。そのことによって、この支援事業が生きたものになると思えます。

和田会長

治田委員、お願いします。

治田委員

私どもの活動を紹介しながら、今回の支援事業に関して一言、申し上げます。

私どもの団体は、民間企業の創業者が作った財団でございます。主な取り組みとしましては、将来、起業したい学生等を支援しております。また、昨年4月より内閣府の地域社会雇用創造事業に取り組んでおります。具体的には、地元の行政活動を理解するための講座や公共サービスの現状等に関する講座、さらに、事業計画を作成するなどの様々なプログラムを通じて、スキルを身につけていただいています。この活動において、特に感じることは、新しい公共の担い手となる主体は、大変、多様ではないかということであります。そのため、是非、お願いしたいことは、新しい公共の担い手を限定的ではなく、事業の発展性を認められるものであれば様々な主体の参画を求めていくように捉えて欲しい、ということです。そういう意味では、「新しい公共」についての広報を様々な場面で実施していただきたいと思っております。

和田会長

荒木委員、お願いします。

荒木委員

東京都商工会議所の荒木であります。東京商工会議所は約7万5千の会員により構成される組織で、主な会員は、中小企業や個人経営者となっております。そのため、企業側からの視点で、この新しい公共について一言申し上げますと、この10年の間で、大きく意識が変化していると感じております。10年前までは、企業が公共の分野に参加する方法としては、主に経営者の個人的な考え方で財団を設立したりして関わってきたケースが多いと思います。しかし、最近では、企業活動における公的な部分が、その企業の価値や投資家の選択の尺度の一つになったりしています。さらには、就職等における判断材料となっている状況から、積極的に公共の担い手となる企業が増えていると感じています。

こういった変化の中で、例えば企業側も、特に商店街などでは、まちづくりに積極的に関わっていきこうという動きが大きくなっております。商工会議所自体もこのような意欲的な取組については、独自にセミナーの開催や相談事業等を行ったりして、サポートをしています。したがって、この新しい公共支援事業のスキームづくりに関しては、商工会議所の事業に類似しているところも多くあると思っておりますので、情報提供したりしてお手伝いしていけたらと考えています。

和田会長

高宮委員、お願いします。

高宮委員

このガイドラインに示されている NPO 等には、助成事業を実施している団体も含まれています。

私どもも、そういう団体の一つであり、私どもは、阪神淡路大震災を切っ掛けに NPO 等への支援を開始し既に 13 年経つところであります。この間に全国約 1000 近くの団体に対して、設立の支援や事業の助成を行って来ました。その中で感じていることは、総じて NPO は、自身の活動以外の状況に目配りをしていくと言った事については、あまり得意ではないということ、このガイドラインに記述されているような連携し相乗効果を出しているという部分が大変苦手であると感じております。ガイドラインでは「協業」、「協働」等と表現されていましたが、お互いを高めあい相乗効果を出して行くこうした取り組みは極めて重要であると認識しています。しかしながら、具体的にこの取り組みを可能とさせることはなかなか難しく、日々の活動でそのような経験がない状況で、我々が求めるこうした事業に多くの NPO 等の方々の参加をいただくことは難度の高いことだと感じています。

2 年間という時間的な制約や予算的な制約などがある中で、この事業を推進するためには、応募を待っているだけではなくこちらから積極的な取り組みを行っていかないと十分に効果がでないものと思います。

一方、私たちが行った NPO のアンケートの結果では、人材育成が課題として浮かび上がっていました。特に問題なのは、現場で活躍する人材の供給に付いては、必ずしも少ないというわけではない部分もありますが、事業をマネジメントしていける人材については絶対的に少ない状況となっており、その供給が強く求められている実態があります。「新しい公共」をより発展させていくためには、このマネジメントが出来る人材の育成が、一つ重要なポイントであると思います。

また、震災については、特に東北の 3 県にとって、これから重要となるのは復興支援であり、この復興支援に東京から何が出来るのか、そして被災現地の、「新しい公共」的な地域への再生の取り組みを見て、東京では自らの地域防災・地域活性化のために何をしていくのかという視点も重要であると考えています。

和田会長

土淵委員、お願いします。

土淵委員

行政改革推進部の土淵といいます。行政改革推進部長が、なぜ、この会議に出席しているのかと疑問を持たれている方もいると思いますので、私の方から、その点についてご説明したいと思います。都では、5 年前になります。平成 18 年に行政改革推進実行プログラムというものを作成しました。この計画では、予算、定数、組織などのあり方を含む、東京都の総合的な方向性を示した 3 カ年計画を策定し、その取りまとめを行ったのが、わたくしども行政改革推進部でした。策定に当たっては、「豊かな公の構築」というもの柱の一つに設定し、プログラムを作成しました。この考え方ですが、従来、公または官が

実施してきた行政サービスについては、様々な主体が参画することにより、都民からのニーズに的確に 대응していくこととし、これを「豊かな公」と決めました。これは、「新しい公共」と通ずるところがあると思っています。

都は、これまでも、指定管理者制度や NPO の活用等を独自に実施してきましたが、この新しい公共という考え方が、現在、検討中である今後の行財政改革のあり方へどのように反映させていけば良いのか、色々な意見をお聞かせいただきながら検討してまいりたいと思っています。

和田会長

飯塚委員お願いいたします。

飯塚委員

都民生活部長の飯塚でございます。私の方からは、運営委員会の役割について何点か意見を述べさせていただきたいと思っております。

一点目は、今回の運営委員会が、先程の局長挨拶でもあったとおり大変重要な位置づけを担っている事であります。ガイドラインに示されているとおり、この運営委員会において、単に助成事業の選定を行うだけではなく、基本方針や事業計画も承認いただき、最終的には事業の評価についても行うという、これまでの行政における委員会等と比べても、その期待されている役割は大きいものだと思います。まさに、この方法自体が新しい取り組みであるとも言えるのではないかと感じています。

二点目は、交付金の配付については、東京都に登録されている団体等の数が基礎となっていることから、他県に比べても多い額が配布されているわけですが、そのため、この交付金については都議会でも取り上げられ、その取り扱いについて注目されていると認識しています。特に、このガイドラインにも記述されているとおり、NPO 等が、事業を継続していくために自立・自活することができるようにすることが重要であります。

三点目は、他の委員からも数多くの意見がありましたように周知・広報が重要であると認識している点であります。既に、関係団体への個別説明等を行っているわけですが、取り分け、関係者の方々が気になっている点として、この事業の終了後の後年度負担を気にされているケースが多くありました。その際に申し上げていることは、この事業は、従前の助成事業と大きく異なる点として、継続的な支援が含まれた事業であることを伝えております。

しかし、イメージが伝わりづらいようでして、ここの部分を十分に理解いただかないといけないのかなと感じているところです。そのためにも、広報・周知活動は大変重要であると私も認識しています。

和田会長

ありがとうございました。

今、皆様から色々のご意見をいただきました。この「新しい公共支援事業」の取り組みの特徴として、色々な主体が、公共に関与していくという仕組み作りが重要であるということは理解できるのですが、理念は素晴らしいと思う反面、実際にこれを構想し、動かしていくことは、協働の経験のある団体でないと大変ではないかと思います。また準備期間も必要かと思います。

既に、他の主体と協働して事業を行なっている団体は、そのノウハウ等もあると思いますが、初めての団体にとっては、そのこと自体が難しい問題です。しかしながら、そうした仕組みを形作ること自体がこの事業の重要な部分であって、色々な団体をきめ細かくフォローすることが重要になってくるということが委員のみなさんのご意見だったと思います。

これに関連して、高宮委員からも意見がありましたが、NPO等は、自らの活動が精一杯で他の団体との協働が苦手であるということも事実であります。この事業に取り組むことで、各団体が協働を体験し、これを担える人材の育成やノウハウの習得へ繋がっていった欲しいと思います。

また、この交付金は、人件費等も対象となるように、今までの交付金よりも使いやすい内容になっているかと思いますが、当然、公金である以上、評価・監査等も大事だと思います。その点については、事業の性質から考えて、公金の取扱いに十分留意しつつも、新しい発想・取組みに柔軟に対応できるように考えていかなければならないと思います。

それと、この委員会の役割が大変重要であるということが指摘されていました。そのため、我々自身が、事業のサポート、審査・評価、指摘などそれぞれの視点で複眼的に審査することが重要であると思います。

その他に御意見等ありますか。

高宮委員

一般的に、助成事業を行うときは、2つのアプローチがあると思います。一つは、中立性・公平性に重きを置く方法、もうひとつは、助成側が期待する目標の実現に一番近い事業へ随意契約的な助成をする方法があると思います。今回のこの支援事業の中では、後者に重きを置きつつ、前者を十分に配慮しながら行うと言ったプログラムも求められていると思います。そうした面を踏まえつつ検討していく事が必要な事と思います。

和田会長

今のご意見に関して、都としては、現時点では、各自治体にどのように対応しているのか説明してください。

飯塚委員

各団体の幹部職員への説明等は関係団体を通じて行いましたが、各団体では、この事業の担当窓口を調整中の所も多く、担当レベルまで十分に認知されている状況ではありません。

このような状況であることを認識しつつ、希望のある団体については、個別に事業説明のための訪問等を実施しています。また、周知・広報につきましても、次回、事務局よりご提案させていただきたいともいます。

和田会長

私から、確認させていただきたいのですが、この助成事業の会計処理については、今までの処理と異なる点等がありますでしょうか？

事務局

この交付金の対象者となるのは、区市町村と連携をした会議体もしくは区市町村を含む協議体が対象となります。いずれの場合においても、NPO等が都から直接、助成されるものではなく、一度、区市町村または協議体等を経由する流れになっています。都から助成を受けた区市町村または協議体において、さらに助成を行ったり、委託等を行うことにより、NPO等に助成することが可能となるものです。

治田委員

私どもの団体も、先ほど申しあげましたように、助成事業等を行っておりますが、規模の小さい団体にとっては、資金を前倒しでいただかないと大変つらいものです。出来ましたら、この点についても検討していただきたいと思います。

事務局

今の2つの意見は、モデル事業に関するものであると思いますが、次回に、このあたりの詳しい内容について、ご説明させていただきたいと思います。

和田会長

モデル事業に関連して、もう一つ確認させてください。

先ほど、高宮委員もご指摘されていましたが、5つの主体が事業を展開することを条件にした助成事業等はこれまでもあったのでしょうか？どなたか詳しい方がいましたら教えてください。

山崎委員

これまでも、まちづくりという点では、町会や自治会または商店会等とNPOが協働する事例は多いのではないかと思います。多くの場合、この異なる団体の接着剂的な役割

を担う人物がいた場合には上手く行っているのではないのでしょうか。今回の場合も、この接着剤の役割が重要だと思いますし、今までにない発想や工夫が必要なのかと思います。例えば、ある自治体にお医者さんが少なくなり、お医者さんに来ていただくことが、その地域の課題であった時、その地域の特徴として、牧場が多かったため、馬を育成することが好きなお医者さんはいないか、全国的に募集をしたところ、希望する医者が見つかったという例もあります。つまり、異なる者同士を結びつけることにより、課題の解決につながることもあると思います。東京はそういう点では、多種多様な団体が存在しますので、思わぬ連携が、その地域の課題解決に役立つのではないかと思います。それゆえに、これらの団体を結びつけるコーディネータの役割が重要だと思います。

和田会長

ありがとうございます。そういう意味では、今まで助成に関与されてきた方々や中間支援組織で活動されてきた方々のノウハウや、あるいは行政の中でこの自治体は面白い取り組みをしているなどの情報や知恵を寄せ集めて積極的な働きかけも必要なのではないのでしょうか。

山崎委員

そういう意味では実施に当たっての基本的な考え方の中で、NPO等への支援が継続・発展するような人材育成・仕組み作りに重点を置くとなっている点は大事な点で、そういった人材育成が成るような方向性で取り組みが出てくるとよいと思います。

高宮委員

もう少し、意見を述べさせていただきます。我が国にNPO等の活動を支援する助成プログラムは行政にも民間にも一定程度存在しているのですが、当事者であるNPO等にとってみれば、そのデータが的確に整備されていないため適切な情報を発見する事が難しく、活動するためのスポンサーを見つけるには大変な努力を強いられる状況となっています。行政に相談に行ってもそのようなサービスは行われていませんし、インターネットで情報検索しても、表面的な内容しか分かりません。

新しい公共を担うNPO等が的確な支援を獲得できるためには実際に役立つデータベースが必要ですが、そのためには大変な費用が必要となります。いくつかの民間団体がそうした取り組みを試行していますが、必ずしも十分なものではなく、何か、上手い方法でこうしたサービスを実現できればと思います。

和田会長

今の御意見は、モデル事業だけではなく、環境整備という意味では基盤整備事業にも関連することだと思います。基盤整備事業も含めて御意見はありますか。

治田委員

新しい公共の担い手を成功させるためには、NPO 等への働きかけも重要ですが、行政側も変化することが重要であると思います。そうでないと、予定の2年が過ぎたら事業も終わってしまうということになってしまいます。イギリスでは、行政側が NPO の領域に近づいて、行政改革のツールの一つとして実現しています。最終的には、このような流れにしないと税収が伸びないなかでは、行政にも限界がありますので、一過的な取り組みで終りにしてはいけないと思っています。

和田会長

これは、重要な問題だと思います。根本的に、公と民の関係をどのように考えていくのかということですが、そのためには、行政側の情報公開が重要な要素になるのではないかと思います。行政は、都合が良いところだけを民間に移行するのではなく、行政が担っている分野でも民間でできることは、まだ多くあるのではないかと考えます。

治田委員

そうです。行政の事務の具体的な取組を開示していただければ、民間で可能なことは、まだまだ、あります。さらに、雇用を生み出すとなると、そう簡単ではありません。でも、成功例等をたくさん紹介することで、それも色々な分野を紹介することで、人材も育つと思いますし、適切な情報発信がされることにより、良い提案も多く集まると思います。

和田会長

そうですね、色々な分野の人々が、この「新しい公共」に参加することができれば、色々な可能性が出てくると思います。私の専門とする福祉分野では、以前は全て行政責任という考え方でしたが、今では NPO やボランティアが最も多い分野になっています。それゆえに、行政との協働がうまくいかないといけないのですが、さらにコミュニティレベルでの協働が求められています。

和田会長

他に意見等が無いようでしたら、この辺で議事を終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

- 終了 -